



認 定 書

国 住 参 建 第 4397 号
令 和 8 年 3 月 26 日

株式会社チューオー
代表取締役 高曾 靖 様

国土交通大臣 金子 恭之

下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 2 条第八号及び同法施行令第 108 条第二号（外壁（非耐力壁）：30 分間）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
PC030NE-0293-1 (1)
2. 認定をした構造方法等の名称
イソシアヌレートフォーム裏張鋼板・せっこうボード表張／軽量鉄骨下地外壁
3. 認定をした構造方法等の内容
別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。
令和 7 年 10 月 1 日より大臣印の押印が廃止されております。



素晴らしい人間環境づくり

ニチハ株式会社

管 理 番 号 NICHHA・F-



別 添

1. 構造名：

イソシアヌレートフォーム裏張鋼板・せっこうボード表張／軽量鉄骨下地外壁

2. 仕様の寸法：

仕様の寸法を表1に示す。

表1 仕様の寸法

項 目	仕 様
壁の高さ	構造計算等によって構造安全性が確かめられた寸法
壁厚	33(±2.5)mm以上＊
胴縁間隔	610mm以下

＊胴縁を除く厚さ

3. 仕様の主構成材料：

仕様の主構成材料を表2に示す。

表2 仕様の主構成材料

項 目	仕 様
胴縁	材料：①又は② ①一般構造用軽量形鋼(JIS G 3350) 断面寸法：□-100×50×20×1.6mm以上 ②一般構造用角形鋼管(JIS G 3466) 断面寸法：□-100×50×1.6mm以上 配置： 外装材縦継ぎ部；2列配置、又は□-100×100×1.6mm以上1列配置 外装材一般部；1列配置 取付間隔：610mm以下
外装材	材料：イソシアヌレートフォーム裏張鋼板 構成：①、②及び③ ①表面材 材料：1)～19)のー 1)塗装/亜鉛めっき鋼板(国土交通大臣認定不燃材料：NM-8697) 2)溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯(JIS G 3302) 3)塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯(JIS G 3312) 4)溶融亜鉛－5%アルミニウム合金めっき鋼板及び鋼帯(JIS G 3317) 5)塗装溶融亜鉛－5%アルミニウム合金めっき鋼板及び鋼帯(JIS G 3318) 6)溶融55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板(JIS G 3321) 7)塗装溶融55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板(JIS G 3322) 8)ポリ塩化ビニル被覆金属板(JIS K 6744、金属板のアルミニウム又はアルミニウム合金板は除く) 9)一般構造用圧延鋼材(JIS G 3101) 10)冷間圧延鋼板(JIS G 3141) 11)熱間圧延軟鋼板(JIS G 3131) 12)電気亜鉛めっき鋼板(JIS G 3313) 13)建築構造用溶融亜鉛－アルミニウム－マグネシウム合金めっき鋼板 (国土交通大臣認定指定建築材料：MSTL-0064、0065、0069、0070、0362、0395) 14)溶融亜鉛－アルミニウム－マグネシウム合金めっき鋼板(JIS G 3323)

つづく

つづき

外装材	<p>15) ポリエチレン被覆溶融亜鉛めっき鋼板 母材：a)～l) の一</p> <p>a) 塗装/亜鉛めっき鋼板 (国土交通大臣認定不燃材料：NM-8697)</p> <p>b) 溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯(JIS G 3302)</p> <p>c) 溶融亜鉛－5%アルミニウム合金めっき鋼板及び鋼帯(JIS G 3317)</p> <p>d) 溶融55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板(JIS G 3321)</p> <p>e) ポリ塩化ビニル被覆金属板 (JIS K 6744、金属板のアルミニウム又はアルミニウム合金板は除く)</p> <p>f) 一般構造用圧延鋼材(JIS G 3101)</p> <p>g) 冷間圧延鋼板(JIS G 3141)</p> <p>h) 熱間圧延軟鋼板(JIS G 3131)</p> <p>i) 電気亜鉛めっき鋼板(JIS G 3313)</p> <p>j) 建築構造用溶融亜鉛－アルミニウム－マグネシウム合金めっき鋼板 (国土交通大臣認定指定建築材料：MSTL-0064、0065、0069、0070、0362、0395)</p> <p>k) 溶融亜鉛－アルミニウム－マグネシウム合金めっき鋼板(JIS G 3323)</p> <p>l) 溶融アルミニウムめっき鋼板(JIS G 3314)</p> <p>16) 溶融アルミニウムめっき鋼板(JIS G 3314)</p> <p>17) 冷間圧延ステンレス鋼板(JIS G 4305)</p> <p>18) 熱間圧延ステンレス鋼板(JIS G 4304)</p> <p>19) 塗装ステンレス鋼板(JIS G 3320)</p> <p>17)～19)の鋼種：フェライト系及びマルテンサイト系に限る</p> <p>塗装又は被覆の有機質量：</p> <p>表面側；65(±7)g/m²以下</p> <p>裏面側；26(±3)g/m²以下</p> <p>塗装の材質：1)～9)の一、又は組合せ</p> <p>1) ポリエステル系樹脂</p> <p>2) フッ素系樹脂</p> <p>3) ウレタン系樹脂</p> <p>4) エポキシ系樹脂</p> <p>5) ポリ塩化ビニル系樹脂</p> <p>6) ポリエチレン系樹脂</p> <p>7) アクリル系樹脂</p> <p>8) シリコーン系樹脂</p> <p>9) 無機系</p> <p>厚さ：0.27(±0.05)mm以上</p>
-----	--

つづく

つづき

外装材	<p>②芯材 材料：イソシアヌレートフォーム 組成(質量%)： ポリイソシアネート(ポリメリックMDI) 61(±6) ポリエステル系ポリオール 27(±4) 難燃剤(リン酸エステル等) 5(±2) 添加剤(三量化触媒、整泡剤等) 7(±3) (*添加剤の割合が0となる仕様は含まない) 発泡剤(HFO) 11(±3)(外割) 厚さ：一般部；17.5(±2)mm 凹深さ；3mm以下又はなし 密度：36(±4)kg/m³ イソシアネート指数：367</p> <p>③裏面材 材料：1)又は2) 1)はり合せアルミニウムはく 厚さ：0.2(±0.1)mm以上 有機質量：88.7(±7.6)g/m²以下 2)①表面材と同じ 厚さ：0.16(±0.04)mm以上 塗装又は被覆の有機質量：88.7(±7.6)g/m²以下 表面の形状：凹凸、平滑又はエンボス 厚さ：一般部；18(±2)mm以上 凹深さ；3mm以下又はなし 断面欠損率：8.7(±0.9)%以下 幅：423(±10)mm 働き幅：385(±10)mm 張り方：縦張</p>
外装下地材	<p>仕様：単張 材料：①又は② ①せっこうボード(JIS A 6901) ②強化せっこうボード(JIS A 6901) 厚さ：15mm以上</p>

4. 仕様の副構成材料：

仕様の副構成材料を表3に示す。

表3 仕様の副構成材料

項 目	仕 様
防水紙	材料：①～③の一 ①アスファルトフェルト430(JIS A 6005) 単位面積質量の呼び：430以下 ②透湿防水シート(JIS A 6111) 材質：1)～3)の一、又は組合せ(積層したもの) 1)ポリエチレン 2)ポリエステル 3)ポリプロピレン 質量：430g/m ² 以下(1枚又は2枚の合計) ③アルミニウム蒸着透湿防水シート 材質：1)～3)の一、又は組合せ(積層したもの) 1)アルミニウムはく+ポリエチレン 2)アルミニウムはく+ポリエステル 3)アルミニウムはく+ポリプロピレン 質量：430g/m ² 以下(1枚又は2枚の合計)
通気胴縁	仕様：あり又はなし 材料：①～⑥の一 ①日本農林規格に適合する針葉樹の構造用製材、構造用集成材、造作用製材、又は下地用製材(加工品を含む) ②日本農林規格に適合する構造用単板積層材又は造作用単板積層材(加工品を含む) ③日本農林規格に適合する枠組壁工法構造用製材又は構造用たて継ぎ材(加工品を含む) ④平成12年建設省告示1452号第五号に規定する無等級材又は第六号に規定する木材 ⑤日本農林規格に適合する合板(加工品を含む) ⑥構造用MDF(JIS A 5905) 寸法：一般部；9×45mm以上 外装材縦継ぎ部；9×45mm以上2本組、又は9×90mm以上 取付間隔：610mm以下

つづく

つづき

シーリング材	仕様：あり又はなし 材料：建築用シーリング材(JIS A 5758) 使用量：0.1g/m以上 使用箇所：外装材縦継ぎ部
気密材	仕様：あり又はなし 材質：1)～7)の一、又は組合せ 1)ポリサルファイド系 2)変性シリコーン系 3)エチレン・酢酸ビニル系 4)EPDM系 5)塩化ビニル系 6)熱可塑性エラストマー系 7)合成ゴム系 質量：0.1g/m以上
接着剤	仕様：あり又はなし 材質：ホットメルト系 質量：4.2(±0.4)g/m以下
目地処理材	材料：ポリエステル系繊維不織布張グラスウール板 寸法：幅60mm以上 厚さ：5mm以上 配置：胴縁に直交する外装下地材目地部
役物	仕様：①又は、①及び② ①目地部材A 形状：立ち上がり40(±4)mm以上 出幅20(±2)mm以上 垂れ下がり20(±2)mm以上 厚さ：0.35(±0.05)mm以上 ②目地部材B 形状： 表面側立ち上がり25(±2.5)mm以上、 裏面側立ち上がり44(±4.4)mm以上 厚さ：0.27(±0.05)mm以上 ①及び②の材料：外装材①表面材と同じ

つづく

つづき

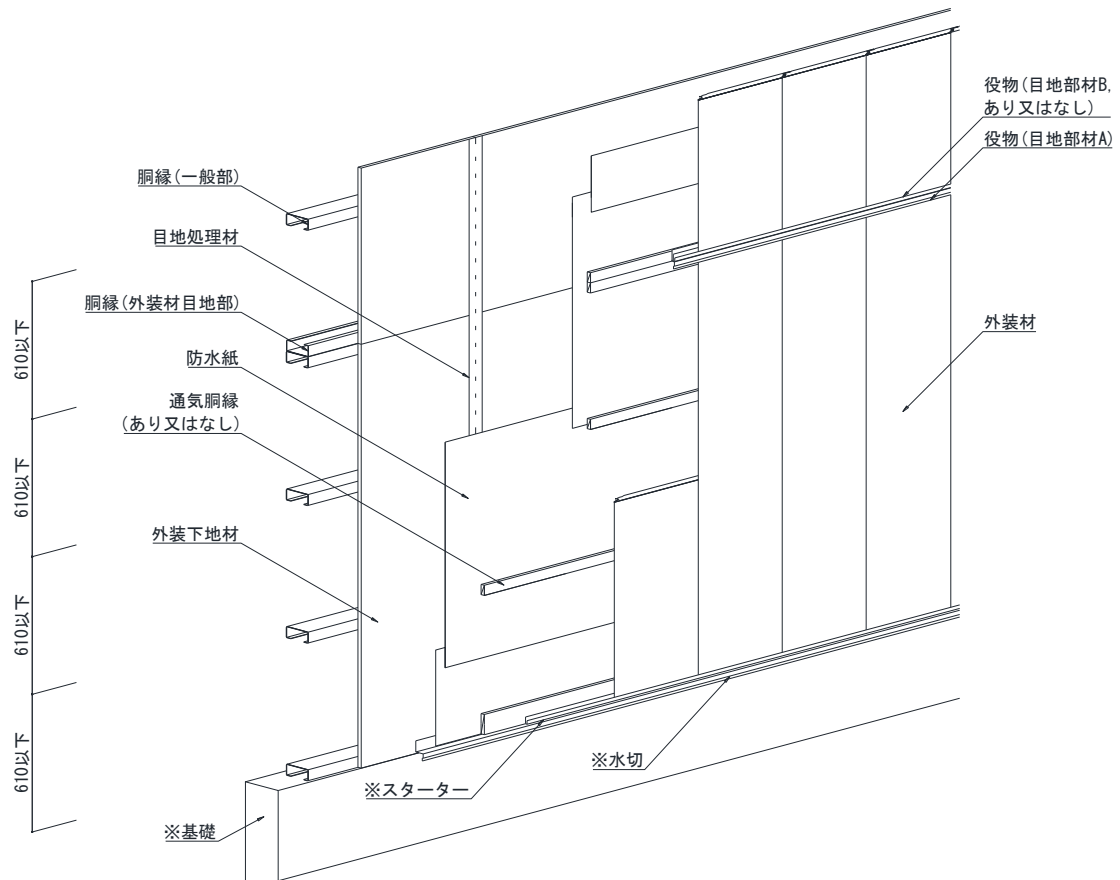
留付材	外装材固定用： 材料：ねじ 材質：鋼製又はステンレス鋼製 寸法：呼び径φ4.0×長さ30mm以上 留付間隔：水平方向385mm以下、鉛直方向610mm以下
	通気胴縁固定用(通気胴縁を用いる場合)： 材料：ねじ 材質：鋼製又はステンレス鋼製 寸法：呼び径φ4.0×長さ40mm以上 留付間隔：1000mm以下
	外装下地材固定用： 材料：①又は② ①スクリークぎ 寸法：胴部径φ2.3×長さ32mm以上 ②ねじ 寸法：呼び径φ3.5×長さ25mm以上 材質：鋼製又はステンレス鋼製 留付間隔：水平方向455mm以下、鉛直方向610mm以下
	役物固定用： 材料：ねじ 材質：鋼製又はステンレス鋼製 寸法：呼び径φ4.0×長さ30mm以上 留付間隔：1000mm以下
	目地処理材固定用： 材料：ステーブル 材質：鋼製又はステンレス鋼製 寸法：肩幅10mm以上×足長さ10mm以上 留付間隔：長さ方向500mm以下

5. 仕様の構造説明図：

仕様の構造説明図を図1～図5に示す。

図中の単位については、特記のない限りmmとする。

単位：mm



※評価対象外

透視図
図1 構造説明図
(胴縁が軽量形鋼の場合)

単位：mm

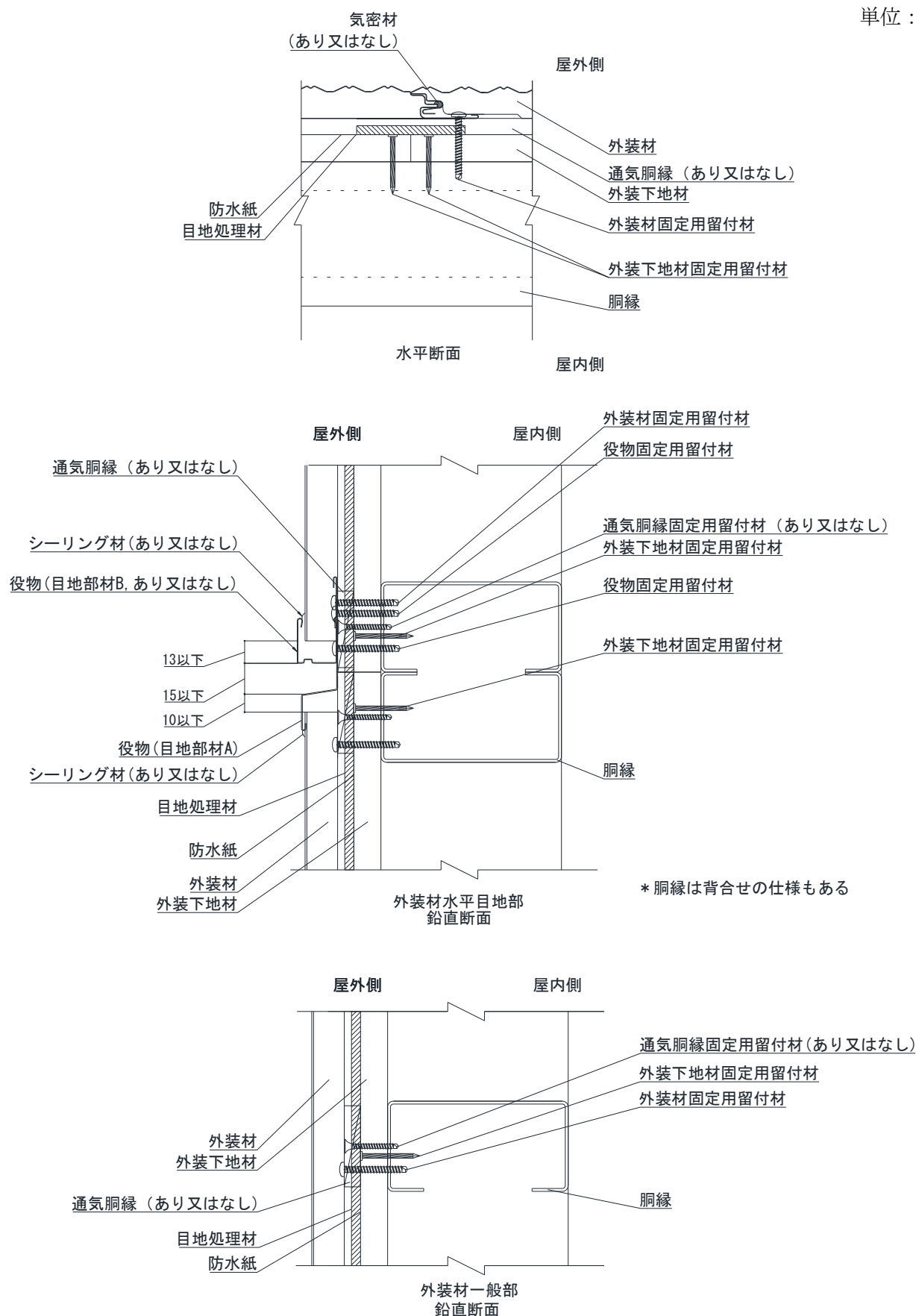
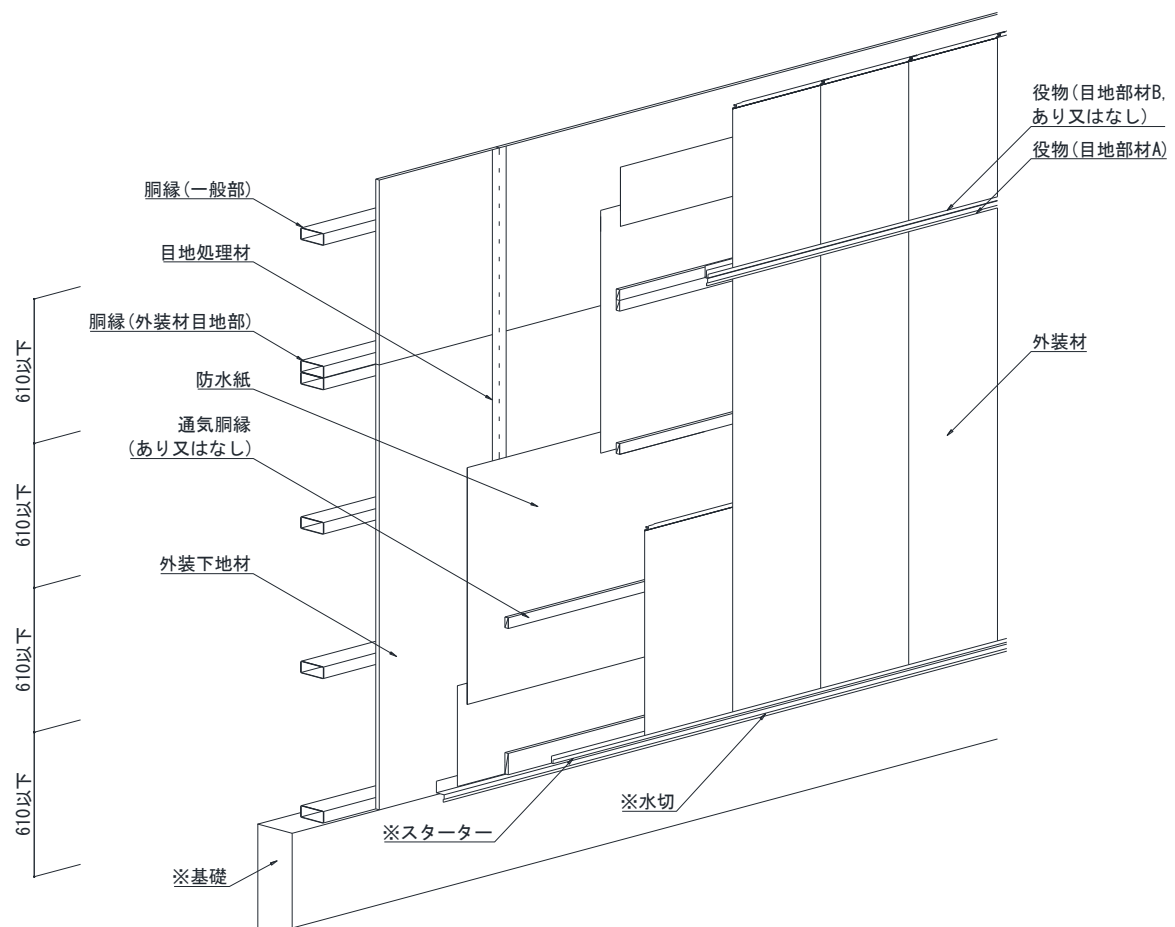


図2 構造説明図
(胴縁が軽量形鋼の場合)

単位：mm



※評価対象外

透視図
 図3 構造説明図
 (胴縁が一般構造用角形鋼管の場合)

単位：mm

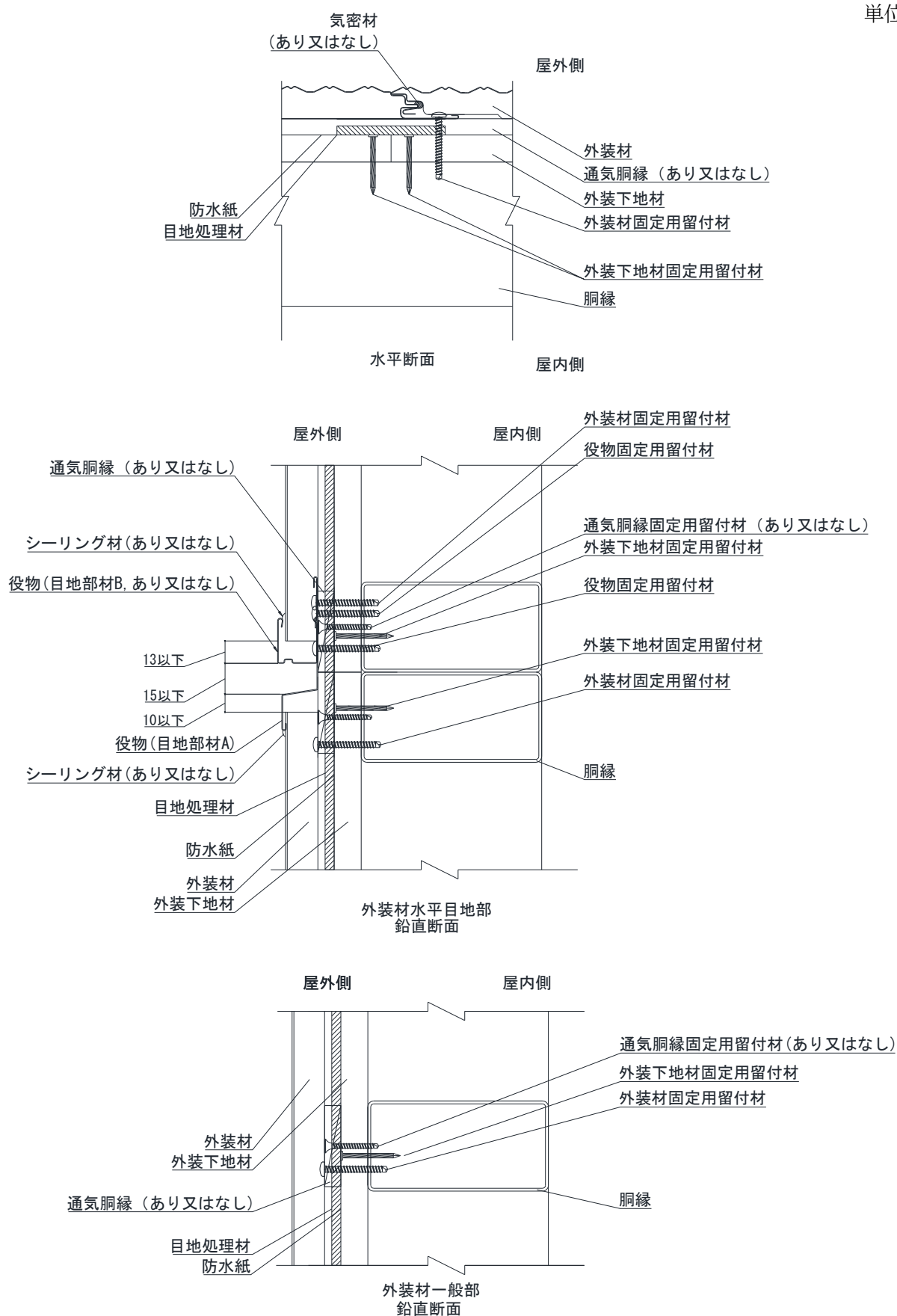
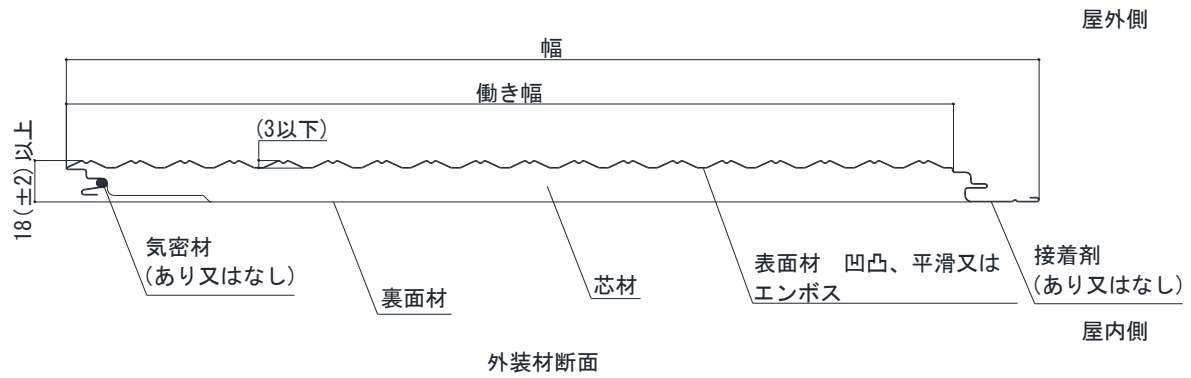


図4 構造説明図
(胴縁が一般構造用角形鋼管の場合)

単位：mm



※断面欠損率(%)：8.7(±0.9)%以下(厚さ18での比)

働き幅内の断面欠損率

断面欠損率(%)＝柄欠損/(18×働き幅)×100

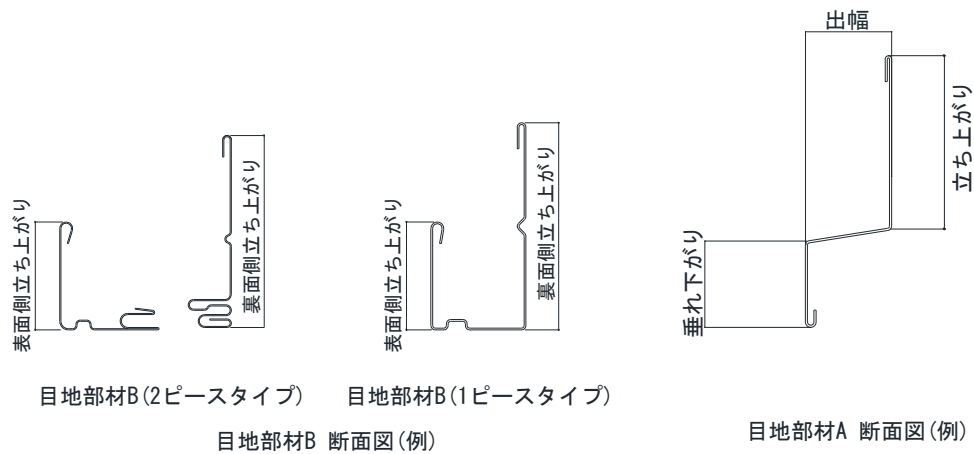
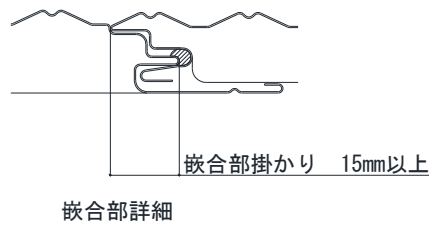


図5 構造説明図

6. 施工方法：

施工は以下の手順で行う。

1) 胴縁の取付け

胴縁は、610mm以下の間隔で平滑に取り付ける。

取り付け方法は金物やボルト、溶接を用いた方法とする。

2) 外装下地材の取付け

外装下地材は外装下地材固定用留付材を用いて胴縁に留付ける。

3) 目地処理材の取付け

胴縁に直交する外装下地材の目地部には目地処理材を目地処理材固定用留付材を用いて留付ける。

また、必要に応じて胴縁に平行する目地部にも目地処理材を留付けても良い。

4) 水切(評価対象外)の取付け

あらかじめ土台部などに水切等を水平に配置し役物固定用留付材で留付ける。

5) 防水紙の取付け

防水紙は横張りを原則とし、出来るだけたるみ、しわのないようにステープルやテープ等を用いて留付ける。

6) 通気胴縁の取付け

必要に応じて通気胴縁を取り付ける。通気胴縁は、610mm以下の間隔で通気胴縁固定用留付材を用いて留付ける。

7) 外装材の取付け

- ・1枚目の外装材を水切上に水切と垂直にして、両端(左右のオス部、メス部)を外装材固定用留付材を用いて胴縁に留付ける。なお、必要に応じてスターターを使用してもよい。
- ・2枚目の外装材のメス部を1枚目の外装材のオス部に差し込み、その下部を1枚目に揃えてオス側を外装材固定用留付材で留付ける。
- ・以下3枚目からは2枚目と同様に施工する。
- ・縦継ぎ部を設ける場合、役物(目地部材A)を外装材水平目地部となる胴縁に、役物固定用留付材で留付ける。その上に必要に応じて、役物(目地部材B)を、役物固定用留付材で留付ける。目地部材B下端と目地部材Aとの隙間は15mm以下とする。
- ・必要に応じて、役物同士の間や外装材と役物との間にシーリング材を施工してもよい。
- ・必要に応じて、外装材の意匠面から補強留付してもよい。
- ・必要に応じて、気密材は嵌合部内に収まるものを使用してもよい。
- ・必要に応じて、不陸調整用にスペーサー(カットした目地処理材)を使用してもよい。

※注意事項

- ・間柱及び柱の間隔3100mm、横胴縁□ -100×50×20×1.6mmを標準とし、水平方向の支点間距離が大きくなる場合、水平方向の支点間距離に応じて横胴縁の寸法を大きくする等、構造計算により標準時の寸法と比較し、十分な剛性を有することが確認されたものとする。
- ・本構造に使用される各留付材は、構造説明図に記載される所定の留付先に十分なかかり代が確保されるよう、留め付けている材料の寸法に応じた適切な長さで使用する。
- ・本仕様を施工するにあたっては、本仕様と開口部、床、屋根および軒裏等の取合いの部分において、炎の侵入を有効に防止し、所定の防火性能が損なわれないようにする。